

平成29年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 【2次公募要領】

本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

事業の概要

事業の目的

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

事業の詳細

- 1 企業間データ活用型: 複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。

(補助上限額: 1,000万円/者(※)、補助率: 2/3)

※連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

- 2 一般型: 中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

(補助上限額: 1,000万円、補助率: 1/2(※))

※生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

- 3 小規模型: 小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援。

(補助上限額: 500万円、補助率: 小規模事業者2/3、その他1/2)

●1～3共通 生産性向上に資する専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

平成30年8月
全国中小企業団体中央会

<申請書提出先>

「愛媛県地域事務局」

愛媛県中小企業団体中央会

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛 3階

TEL : 089-955-7150

【公募期間】 平成30年8月3日（金）～9月10日（月）〔当日消印有効〕

※ 10月中を目処に採択公表を行う予定です。

注1. 提出は中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ（<https://www.mirasapo.jp/>）」での電子申請又は 補助事業の実施場所に所在する地域事務局への郵送となります。電子申請の場合は、平成30年8月下旬（予定）～9月11日（火）15時となります。（電子申請をご利用いただけるのは、申請者に特定非営利活動法人が含まれないものとなります。特定非営利活動法人が含まれる申請については、郵送での申請をご利用ください。）

注2. お問合せ時間：10時～12時、13時～17時／月曜～金曜（祝日除く）

【お知らせ】（応募申請書を提出する前に必ずご一読ください）

- 応募申請書の不明点は、最寄りの地域事務局（53ページを参照）までお問合せください。
- 本事業では、応募申請書に記載された事業計画を外部有識者からなる審査委員会が評価し、より優れた事業提案を採択します。提出書類に不備や不足がないようにご注意ください。
- 本事業の応募申請書類の提出に際しましては、認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）による事業計画の実効性の確認（認定支援機関確認書、94ページ）が必要となります。認定支援機関は税理士や地元金融機関等全国で約2万9,000の機関が認定を受けています。具体的な名称や連絡先、ID番号等については、中小企業庁及び各経済産業局のホームページをご覧ください（認定支援機関の役割については26、35ページを参照）。公募締切の直前になると、認定支援機関での確認作業に時間を要しますので、できるだけ余裕をもって依頼してください。
- 事業計画書の郵送での提出先は、補助事業の主たる実施場所に所在する地域事務局です（海外での実施は認めておりません）。提出先を誤ると受付できない可能性がありますので、お間違いないようご注意ください。
また、企業間データ活用型の場合や、一般型・小規模型に連携体で申請する場合は幹事企業の実施場所に所在する地域事務局にグループ全体の申請書をまとめて提出してください。
- 本事業では、補助事業終了後、補助事業の成果に基づいて、事業化を進めていただくことが必要です。また、事業化等の状況により収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 本事業の事業実施期間は、交付決定日から平成31年1月31日（木）までになります。事業計画がこの期間内になっており、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きが完了できる予定の方が応募申請の対象となります。なお、実績報告書の提出期限も同日ですので、報告書の作成準備も適切に行ってください。
- 補助金の対象となる経費や補助率は事業の種類によって異なりますのでご注意ください。
- 小規模型において小規模企業者・小規模事業者または常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人が応募申請する場合は補助率2／3が適用されますが、小規模な事業者であることの判定をするために「労働者名簿一覧（96ページ）」の提出が必要となります。なお、従業員が0名の場合も提出が必要となりますのでご注意ください。

- 生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）に基づく、先端設備等導入計画による加点を求める場合は、応募申請する事業者の補助事業を行う事業所が所在する自治体が平成３０年８月末までに固定資産税ゼロの特例を条例を成立させ、かつ、事業者も今後自身の先端設備等導入計画の認定申請を自治体に行い、認定を受ける意思があることを応募申請時に表明した場合に限ります。なお、加点の対象となる自治体は平成３０年９月初旬に中小企業庁ホームページで公表する予定です。
- 先端設備等導入計画による補助率２／３及び加点が適用された採択事業者で、先端設備等導入計画の認定を自治体に申請中の場合、事業者が自治体から計画認定を受けた後に交付決定をします。それまでは設備の購入申込をはじめ、補助事業に着手できないことをご留意ください。【交付決定要件】（詳細は１６ページ）
- 経営革新計画による一般型における補助率２／３の適用を求める場合は、平成２９年１２月２２日以降に必要な要件を満たした経営革新計画の新規申請をし、承認を得た事業者（申請中も含む）に限ります。申請中の場合は、補助金応募申請時に経営革新計画の承認申請書（別表を含む）の写しを提出する必要があります。また、交付決定までに計画の承認通知書を取得する必要があります。【交付決定要件】（詳細は１７ページ）
- 「平成３０年７月豪雨」により被災された事業者の方、ならびに間接的な被害がある事業者の方は、罹災証明書の写し等必要書類の提出により、被災後の財務状況によって審査上の不利を受けないように配慮し、優先採択とさせていただきます。（要件等、詳細は１０ページ、３１ページを参照）
- 今回の二次公募より、一定の要件を満たす特定非営利活動法人を新たに申請対象としております。（要件等、詳細は６～９ページ、４５ページを参照）
- 「平成２９年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の１次公募における採択事業者は、１次公募で採択された事業について辞退をしていない限り、申請を受け付けません。
- 申請書の作成を支援した者がいる場合は、申請書の「事業計画書作成支援者名」の欄に当該事業者名を記載してください。また、作業等にかかる費用等とかい離した高額な成功報酬等を申請者に請求する等の不適切な行為がみられた場合、必要に応じて当該作成支援者をヒアリングをさせていただくことがあります。

〔 目 次 〕

I. 本事業について	6
1. 事業の目的	6
2. 補助対象者	6
3. 補助対象事業及び補助率等	7
4. 事業実施期間及び補助対象要件	9
5. 事業のスキーム	12
6. 補助対象経費	13
7. 補助上限額増額及び補助率アップの要件	16
8. 応募件数等	18
9. 応募手続き等の概要	18
10. 応募申請書類の記入・提出にかかる留意点	19
11. 補助事業者の義務	32
12. 財産の帰属等	33
13. その他	33
II. 参 考	34
1. <u>資金面に関すること</u>	
● つなぎ融資の御案内について	35
2. <u>応募申請要件に関すること</u>	
● 認定支援機関について	35
● 事業計画書作成支援者について	37
● 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」について	37
● 「中小ものづくり高度化法」について	38
● 経営革新計画について	39
● 経営力向上計画について	39
● 地域経済牽引事業計画について	39
● 先端設備等導入計画について	40
● 主たる業種、本事業で取り組む対象分野となる業種（日本標準産業分類、中分類）について	41
● 小規模企業者・小規模事業者について	42
● 特定非営利活動法人の申請要件について	45
3. <u>企業会計、税制に関すること</u>	
● 中小企業投資促進税制について	46
● 本補助金で取得した固定資産等に係る圧縮記帳について	46
● 「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について	46

4. 経費の支出に関すること

- 経費支出基準について 47
- 旅費支給に関する基準について 48

5. 事業化（段階）について

- 事業化（段階）について 50

6. その他

- クラウドについて 50
- 中小企業技術革新制度（SBI R制度）について 51
- スマートものづくり応援隊について 51
- ロボットシステムインテグレータ（ロボット Sler）について 52
- 「おもてなし規格認証」について 52
- お問合せ先（地域事務局一覧） 53

Ⅲ. 応募申請書類（様式等） 54

《「企業間データ活用型」に応募申請する場合》

- 提出書類チェックシート 55
- 【様式1】事業計画書の提出について（対象類型共通） 56
- 【様式2】事業計画書（革新的サービス） 58
- 【様式2】事業計画書（ものづくり技術） 63

《「一般型」「小規模型」に単体で応募申請する場合》

- 提出書類チェックシート 68
- 【様式1】事業計画書の提出について（対象類型共通） 69
- 【様式2】事業計画書（革新的サービス） 71
- 【様式2】事業計画書（ものづくり技術） 76

《「一般型」「小規模型」に複数の事業者で応募申請する場合》

- 提出書類チェックシート 81
- 【様式1】事業計画書の提出について（対象類型共通） 82
- 【様式2】事業計画書（革新的サービス） 84
- 【様式2】事業計画書（ものづくり技術） 89

《全事業者提出》

- 認定支援機関確認書 94

《該当する事業者のみ》

- 労働者名簿一覧 96
- 平成30年7月豪雨における被害状況証明書 97

※ 応募申請書類は、本公募要領や地域事務局が定める様式に従い、補助事業の実施場所に所在する地域事務局に提出してください。

I. 本事業について

*用語の定義…以下の公募要領本文において、「中小企業者等」とは、下記の2. 補助対象者に掲げる【中小企業者】および【特定非営利活動法人】の両者を指すものとします。

1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等*が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。（*…特定非営利活動法人を含む。）

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者（下記アの要件を満たすもの）および特定非営利活動法人（下記イの要件を満たすもの）に限りします。

なお、本事業における中小企業者とは以下の表で示しています。ものづくりに関する事業で申請される方は【ものづくり技術】の類型欄を、サービスに関する事業で申請される方は【革新的サービス】の類型欄をそれぞれの「業種・組織形態」とあわせてご確認ください。

※【ものづくり技術】に応募申請が可能となるのは、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者。

【革新的サービス】に応募申請が可能となるのは、「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者。

ア 【中小企業者】

	業種・組織形態	資本金	従業員	ものづくり技術	革新的サービス
		(資本金の額又は出資の総額)	常勤	(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律)	(中小企業等経営強化法)
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象 (個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	○	○
	卸売業	1億円	100人	○	○
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人	○	○
	小売業	5,000万円	50人	○	○
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人	○	○
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	○	○
	旅館業	5,000万円	200人	○	○
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人	○	○
組合関連	企業組合			○	○
	協業組合			○	○
	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会			○	○
	商工組合、商工組合連合会			○	○
	商店街振興組合、商店街振興組合連合会			×	○
	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会			○	○
	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会			×	○ *注2参照
	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会			×	○ *注3参照
	内航海運組合、内航海運組合連合会			×	○ *注4参照
	技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)			○	○

注1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。

注2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時500人（酒類卸売業者については、1000人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注5. 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人は対象となりません。

ただし、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者は、大企業^注とみなして補助対象者から除きます。（みなし大企業）

（１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

注. 大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

イ 【特定非営利活動法人】

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が中小企業者（上記アの「その他の業種」）の範囲に当てはまること。

3. 補助対象事業及び補助率等

本事業では、上記の2. の【革新的サービス】と【ものづくり技術】の対象類型に区分されます。また、「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ）」の事業類型が対象となります。

ただし、補助上限額、補助率、対象経費等については、事業類型、取得計画、企業規模等の要件によって異なりますので必ずご確認ください。

補助対象事業の概要、補助上限額、補助率、対象経費等

対象類型 事業類型 ^{注1}	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
企業間データ活用型 ^{注6}	・ 概要：複数の中小企業者等が、事業者間でデータ・情報を活用（共有・共用）し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。 例えば、複数の事業者がデータ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により、連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組みなどが該当します。 ・ 補助上限額：1,000万円（※） ※連携体は幹事企業を含めて10者まで。1者あたり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。 ・ 補助率：2／3以内 ・ 設備投資^{注2}：必要 ・ 補助対象経費^{注3}： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 ◎連携体内に特定非営利活動法人が含まれる場合は、上記に加えて、以下の要件を満たすこととします。	※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能

	①連携体の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2／3以上は中小企業者に充てること。 ②特定非営利活動法人に対する補助金額が、連携体を構成する法人の中の最高額とならないこと。	
一般型	・概要：中小企業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 ・補助上限額：1,000万円 ・補助率：1／2以内（※¹、※²） ※¹生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、固定資産税の特例率をゼロの措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合の補助率は2／3以内。 ※²3～5年で、「付加価値額」年率3％及び「経常利益^{注4}」年率1％に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3％を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2／3以内。 ・設備投資^{注2}：必要 ・補助対象経費^{注3}： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 ・その他 複数の中小企業者等が連携体として申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で1,000万円）。 ◎特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる形態（1）・（2）に応じた要件を満たすこととします。 （1）特定非営利活動法人単体で申請を行う場合 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。 また、本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること （2）特定非営利活動法人が中小企業者との連携体として申請を行う場合 ①連携体の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2／3以上は中小企業者に充てること。 ②特定非営利活動法人に対する補助金額が、連携体を構成する法人の中の最高額とはならないこと。	※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能 （連携体の場合は全体で30万円までの増額とする。）
小規模型 （設備投資のみ）	・概要：小規模な額で中小企業者等が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援します。 ・補助上限額：500万円 ・補助率：1／2以内 （小規模企業者・小規模事業者^{注5}、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率：2／3以内） ・設備投資^{注2}：必要 ・補助対象経費^{注3}： 機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費 ・その他 複数の中小企業者等が連携体として申請を行うことが可能（補助上限額は共同申請全体で500万円）。 ◎特定非営利活動法人が申請する場合は、上記に加えて、次に掲げる形態（1）・（2）に応じた要件を満たすこととします。	※生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能 （連携体の場合は全体で30万円までの増額とする。）

	（１）特定非営利活動法人単体で申請を行う場合 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。 また、本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること （２）特定非営利活動法人が中小企業者との連携体として申請を行う場合 ①連携体の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の２／３以上は中小企業者に充てること。 ②特定非営利活動法人に対する補助金額が、連携体を構成する法人の中の最高額とはならないこと。	
--	---	--

注１．採択後の対象類型、事業類型間での変更はできませんのでご注意ください（様式１＜事業類型等の内容＞で選択した類型は変更できません）。

注２．設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価５０万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。なお、「企業間データ活用型」および「一般型」「小規模型」で連携体として申請を行う場合は、連携体参加の事業者それぞれが設備投資をする必要があります。

注３．設置場所の整備工事や基礎工事については、補助対象経費として認めておりません（１３ページの「機械装置費」注５を参照してください）。また、「企業間データ活用型」「一般型」は、「機械装置費」以外の経費については、総額で５００万円（税抜き）までを補助上限額とします。

注４．特定非営利法人については、「当期経常増減額（課税事業のみ）」と読み替えるものとします。以下の本文中においても同様に読み替えます。

注５．小規模企業者・小規模事業者の定義は、４２ページをご参照ください。なお、交付決定後に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率は１／２以内となります。また、共同申請の場合は、共同申請者すべてが小規模企業者・小規模事業者該当する場合（特定非営利活動法人の場合は常時使用する従業員数が２０人以下の場合）のみ補助率が２／３以内となります。

注６．企業間データ活用型は、以下の要件であること。

- ① 複数の者（補助対象者に限ります）が共同で一つの事業を申請するもの。また、応募申請時には幹事企業を選定し、幹事企業の事業実施場所に所在する地域事務局に申請されたもの。
- ② 連携する事業者はそれぞれが応募申請書に事業計画（上記要件を満たすもの。また、設備投資単価５０万円以上、補助金申請額１００万円以上のもの。）を記載し、認定支援機関が発行した「確認書」を添付したもの。
- ③ 連携体への参加事業者数は１０者まで。なお、個者ごとの補助上限額である１，０００万円に加え、２００万円に連携体参加数に乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能（連携体内の各事業者の補助金額は個々に交付決定時に定められるため、交付決定後に連携体内で流用することはできない）。
- ④ 【革新的サービス】、【ものづくり技術】をまたぐ連携も可能。
- ⑤ 【様式１】には、幹事企業及び連携する事業者全員の必要事項の記載及び代表印の押印が必要。
- ⑥ 連携体の事業者間において１００％株式を有している企業は対象外。
- ⑦ 交付決定後、申請書中の連携先事業者が補助対象外であると発覚した場合は、連携体の事業全体が中止若しくは廃止。

注７．「一般型」「小規模型」において共同申請として申請を行う場合は、連携体全体の補助上限額がそれぞれ１，０００万円／５００万円となります。

4. 事業実施期間及び補助対象要件

本事業の事業実施期間は、交付決定日から平成３１年１月３１日（木）までになっており、事業計画及び発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了するもの（原則、事業実施期間の延長はありません）、また、下記補助対象要件を満たしていることが応募申請の対象となります。

【基本要件】

- （１）どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性を含め、中小企業・小規模事業者の事業をバックアップする認定支援機関により確認されることが（３５ページの「認定支援機関について」を参照してください）。

- (2) 申請者が特定非営利活動法人単体である場合、法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34業種）を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人ではないこと。また、本事業に係る「経営力向上計画（39ページを参照してください）」の認定を受けていること。

【革新的サービス】

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」（37ページの「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」についてを参照してください）で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額^{注1}」年率3%及び「経常利益^{注2}」年率1%の向上を達成する計画であること。

注1. 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

注2. 経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息・新株発行費等）

【ものづくり技術】

「中小ものづくり高度化法」（38ページの「中小ものづくり高度化法」についてを参照してください）に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額^{注1}」年率3%及び「経常利益^{注2}」年率1%の向上を達成する計画であること。

＜補助対象事業における主な留意事項＞

(1) 審査における加点項目

- ① 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、平成30年8月末までに固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる先端設備等導入計画の認定企業（申請中も含む）
- ② 有効な期間の経営革新計画の承認（申請中を含む）、又は経営力向上計画の認定（申請中を含む）、又は地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認（申請中および、承認申請書中の共同申請者である場合を含む）のいずれかを取得した企業
- ③ 総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業
- ④ 小規模型に応募する小規模企業者・小規模事業者または常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人
- ⑤ 「平成30年7月豪雨」により、直接または間接的な被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県に所在する企業、ならびに直接被害を受けた岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県に所在する企業（97ページの「平成30年7月豪雨における被害状況証明書」および、直接被害の場合は罹災証明書の写し等の提出が必要）

※具体的な加点内容は31ページ「審査項目（5）加点項目」、【様式2】事業計画書6. その他加点項目を参照してください。

(2) 専門家を活用し、補助上限額を増額する場合

生産性向上に資する専門家の活用が見込まれることが必要です（ただし、「専門家」には、本事業の応募申請時に確認書を発行した認定支援機関、事業計画書の作成を支援した者（【様式2】事業計画書作成支援者）は含まれないので留意してください）。

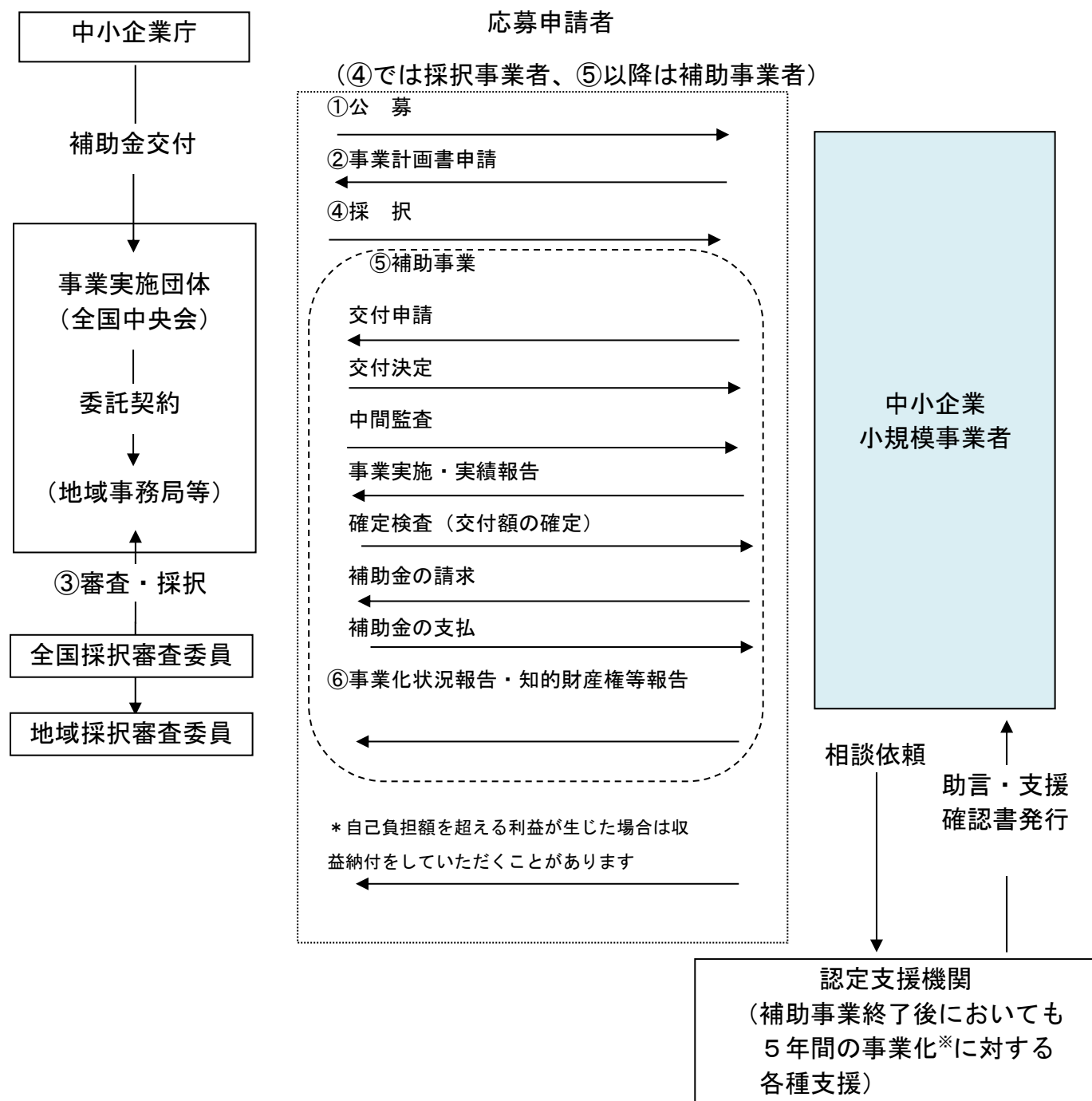
(3) 補助対象外事業

次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。

- ① テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含みます）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- ② 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
- ③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- ④ 営利活動とみなされる物件の導入を行う事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業
- ⑥ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）
- ⑦ 13～15ページの「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限（下記のとおり）を超える補助金を計上する事業
 - ・ 技術導入費…補助対象経費総額（税抜き）の3分の1
 - ・ 機械装置費以外の経費（「企業間データ活用型」「一般型」…総額で補助金額500万円（税抜き）まで）
- ⑧ その他
 - ・ 事務局が本事業用として指定した応募申請書類様式と、異なる様式の申請書類で応募してきた案件
 - ・ 補助金申請額が100万円に満たない案件、または補助上限額を超える案件
 - ・ 事業類型に対象となっていない補助対象経費科目を使用している案件
 - ・ 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件
 - ・ 必要な書類が添付されていない案件
 - ・ その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件

特に・応募しようとする類型で指定された様式とは異なる様式の申請書類での提出
 ・ 必要書類（27～28ページ参照）が添付されていない（特に、加点項目の適用や、「一般型」において補助率2／3への引き上げを希望される場合は要確認）
 ⇒これらにより不採択となるケースがありますので十分確認の上提出してください。

5. 事業のスキーム



※事業化については50ページ参照

6. 補助対象経費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(1) 対象経費の区分

《全事業類型共通》

機械装置費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、それに伴う改良・修繕又は据付けに要する経費 注1. 「機械装置費」のうち、機械装置等を取得するための経費として補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を「設備投資」といいます。 注2. 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置費」となります。 注3. 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。 注4. 「改良・修繕」とは、機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。 注5. 「据付け」とは、機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。 注6. 「革新的サービス」の応募申請者が、専用ソフトウェアの構築を外注する場合は「機械装置費」に計上してください（「ものづくり技術」も同様）。 注7. 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合は各地域事務局への事前申請が必要です。さらに、担保権実行時には国庫納付が必要となります。
技術導入費 ※上限額 ＝補助対象経費総額（税抜き）の3分の1	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費 注. 知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合は書面による契約の締結が必要となります。
専門家経費	本事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費 注1. 委員会への委嘱や技術指導など本事業の遂行に専門家が必要である場合は、専門家を依頼することができます。 注2. 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注加工費及び委託費を併せて支出することはできません。 注3. 専門家を活用し、補助上限を30万円増額する場合は、申請時に意思表示をする必要があります。 注4. 確認書を発行した認定支援機関、応募申請時に事業計画書の作成を支援した者（【様式2】事業計画書作成支援者）は専門家経費の対象外とします。

	注5. 専門家としては、スマートものづくり応援隊（51ページ）、ITコーディネータ等の専門家の活用が想定されます。
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド利用費	クラウドコンピューティングの利用に関する経費（機械装置費を除く）。50ページの「クラウドについて」を参照してください。 注1. 専ら、補助事業のために利用するクラウド利用費であって、自社他事業と共有利用する場合は補助対象となりません。 注2. クラウド利用にかかる経費のうち、サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象になりません。 注3. サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。 注4. クラウド利用に付帯する経費についても補助対象となります（例：ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等）。ただし、あくまでも補助事業に必要な最低限の経費であり、販売促進のための費用（公開のためのホームページ作成料等）は対象になりません。また、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象となりません。

（2）補助対象経費全般にわたる留意事項

① 類型上の留意事項

- 本事業では、設備投資が必要です。設備投資は、必ず単価50万円（税抜き）以上の機械装置等を取得して納品・検収等を行い、補助事業者として適切に管理を行ってください。
- 「企業間データ活用型」「一般型」において、「機械装置費」以外の経費は、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。

② 以下の経費は、補助対象になりません。

- 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの（事業者が指定した国内の事業実施場所に引き渡されないもの）
- 補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費（テスト販売を除く）
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く）
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 収入印紙
- 振込等手数料（代引手数料を含む）

- 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という）等）
 - 各種保険料
 - 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - 補助金事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・送付に係る費用
 - 連携体内の補助事業者の取引によるもの（機械装置の売買代金や賃借料等）
 - 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
 - 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ③ 支払は銀行振込のみとします（他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は対象外とします。少額の現金払いは要相談。）
- ④ 本事業における発注先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください。また、単価５０万円（税抜き）以上の物件については原則として２社以上から同一条件による見積をとることが必要です。ただし、発注内容の性質上２社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- ⑤ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

7. 補助上限額増額及び補助率アップの要件

事業類型	補助額		補助率	
	上限	下限	補助対象経費の 2 / 3 以内	補助対象経費の 1 / 2 以内
企業間データ 活用型	1, 000万円 (※1) (※2)	100万円	すべての事業者に適用	
一般型	1, 000万円 (※1)	100万円	(※3) の一定要件を 満たす者	その他の者
小規模型	500万円 (※1)	100万円	(※4) の一定要件を 満たす者	その他の者

(※1) 生産性向上に資する専門家の活用をする場合は補助上限額に30万円の増額が可能。

(※2) 企業間データ活用型における連携体は幹事企業を含めて10者まで。さらに1者あたり200万円に連携体参加者数を乗じて算出した額を連携体内に配分が可能。

(※3) 一般型では、下記の表のいずれかに該当した場合に、補助率を補助対象経費の2 / 3 以内とすることが可能。

共同申請の場合は、連携体中のいずれか1事業者が補助率アップの要件に該当していれば、他の事業者についても補助率アップが可能。

(※4) 小規模企業者、小規模事業者（42ページ参照）または常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人であること。

共同申請の場合は、連携体中のすべての事業者が補助率アップの要件に該当している場合のみ、補助率アップが可能。

要件 対象	補助率2 / 3 以内の要件	応募申請要件	交付決定要件
一定の要件を 満たす 先端設備等 導入計画の 認定取得事 業者	地方自治体が生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置すること（①条例の制定、②導入促進基本計画の策定）。 さらに、③当該地方自治体において当該特例の対象であり、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得すること	地方自治体が固定資産税特例措置の実施と税率をゼロとする意向を公表した場合	採択後、交付決定をするためには左記の①～③の要件を満たしていること * 交付申請時に、以下の状況に応じた対応をすること (1) 認定書取得済の場合 …「認定書」（写し）を添付 (2) 認定書取得前の場合 …先に交付申請書のみを提出 (3) 申請のフォーマットが地方自治体から示されていない場

			合 …先に交付申請書のみを提出するとともに、地域事務局への明示※ ※（２）・（３）の場合は、<u>認定書が取得でき次第「認定書」（写し）を提出</u> ※明示の方法は、<u>地域事務局において定める</u>
一定の要件を満たす経営革新計画の承認取得事業者	３～５年で、「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％に加え、「従業員一人当たり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率３％を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成２９年１２月２２日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けること	平成２９年１２月２２日の閣議決定以降に、経営革新計画の新規申請をしていること * 応募申請時に承認申請書（別表を含む）の写しを添付すること	採択後、交付決定をするためには計画の承認を取得していること * 交付申請時に、以下の状況に応じた対応をすること （１）承認取得済の場合 …「承認通知書」（写し）を添付 （２）承認取得前の場合 …先に交付申請書のみを提出 ※（２）の場合は、<u>承認が取得でき次第「承認通知書」（写し）を提出</u>

注１．いずれの事業類型も「革新的サービス」又は「ものづくり技術」のどちらかに応募可能です（組合関連は要確認）。

注２．「企業間データ活用型」及び「一般型」において、「機械装置費」以外の経費については、総額で５００万円（税抜き）までを補助上限額とします。

注３．経費の支出は４７ページの「経費支出基準について」、４８ページの「旅費支給に関する基準について」を限度額（上限）とします。

8. 応募件数等

- ① 同一法人・事業者での応募申請は、1申請に限ります（対象類型：【革新的サービス】【ものづくり技術】、事業類型：「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型」を通して1申請です）。

また、連携体の一員として応募申請をした法人・事業者も個者又は他の連携体で申請することはできません。重複が認められた場合、採択後・交付決定後であっても、原則として採択や交付決定を取り消します。

- ② 「平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」、「平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」、「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」、「平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」及び「平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の採択事業者が同一・類似の事業を本事業に応募申請した場合、採択いたしません。
- ③ 「平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の1次公募における採択事業者は、1次公募で採択された事業について辞退をしていない限り、申請を受け付けません。
- ④ 平成24年度補正事業、平成25年度補正事業、平成26年度補正事業及び平成27年度補助事業の「事業化状況・知的財産権等報告書」が提出されていない場合、採択いたしません。

注．「事業化状況・知的財産権等報告書」とは、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金交付規程」第20条、第21条に基づき、各年度の「事業化状況・知的財産権等報告システム」から入力し、登録完了することで提出（送信）されるものです。

- ⑤ 本事業では「他社と差別化し競争力を強化」する事業計画を支援対象としておりますので、複数の中小企業・小規模事業者から同一もしくは極めて類似した内容の応募申請があった場合、「他社との差別化」には当たらず、採択しない場合があります。自社の置かれている現状等を分析し、実態に即した事業計画を記載してください。他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。

9. 応募手続き等の概要

（1）公募期間

受付開始：平成30年8月3日（金）

締切：平成30年9月10日（月）〔当日消印有効〕

本事業は電子申請をご利用いただくことができます（開始：平成30年8月下旬（予定）、応募申請期限：平成30年9月11日（火）15時）。電子申請の詳細等については中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ（<https://www.mirasapo.jp/>）」で随時情報を公開いたしますのでご確認ください。

※電子申請をご利用いただけるのは、申請者に特定非営利活動法人が含まれないものとなります。

特定非営利活動法人が含まれる申請については、郵送での申請をご利用ください。

（2）応募申請書の提出先（お問合せ先）等

- 提出については、郵送又は電子申請とします。郵送の提出先は補助事業の主たる実施場所に所在する地域事務局となります。提出先を誤ると受付できない可能性がありますので、お間違いのないようご注意ください。また、電子申請を利用される方については、採択決定後、速やかに原本を提出してください。

注1．持参、FAX及び電子メールによる提出は、受付できませんのでご注意ください。

注2．「企業間データ活用型」の場合や、「一般型」「小規模型」に連携体で申請する場合は幹事企業の補助事業の実施場所に所在する地域事務局に提出してください。

注3．提出先の地域事務局については、53ページを参照してください。

(3) 提出書類

- 提出書類は、本公募要領による様式を必ず使用してください。事業計画書等の様式は、各地域事務局のホームページに掲載されています。事業計画書は、A4判で片面印刷したものと、28ページで指定する書類の電子媒体を格納したCD-Rを提出してください。
- 通しページを事業計画書（様式1、様式2）下中央に必ず打ち込んでください。

注：提出書類や追加説明資料は、審査のためにのみ使用いたします。なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 審査方法・基準

- 提出書類について、表2で定める審査項目（30ページ参照）に基づき、外部有識者等により構成される採択審査委員会において審査を行います。なお、審査は提出書類をもって行われますので、不備のないよう十分注意してください。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(5) 審査結果の通知

- 採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を各地域事務局から文書にて通知します。

(6) 案件採択の公表

- 採択となった場合には、商号又は名称（法人番号を含む）、代表者名、住所、業種、資本金、従業員数、補助金額、交付年度、事業計画名（30字程度）、事業計画の概要（100字程度）、事業の主たる実施場所、認定支援機関名等のいずれかの項目内容をホームページ等で公表します。
- 採択となった場合には、認定支援機関による事業化に向けたフォローアップを通じて得られた事業化率等の情報を、支援を実施した認定支援機関の単位でもって公開させていただくことがあります。

(7) その他

- 同一企業が類似内容でこの事業以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合等には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんので、ご注意ください。
- 採択された場合であっても、応募申請内容や予算の都合等により希望金額が減額されるなどの条件が付される場合があります。また、補助事業終了後、必要な支払いの証憑書類が整っていない場合は交付申請額から減額されることがあります。
- 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択いたしません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

10. 応募申請書類の記入・提出にかかる留意点

※ 応募申請書は、実施したい事業内容を明確にし、要点を押さえて記入してください。

また、記載の分量で採択を判断するものではありません。

※ 指定した様式以外で応募申請した場合は、原則、不採択となりますのでご注意ください。

【様式1】事業計画書の提出について

- a. 「本社所在地」と「補助事業の実施場所」が異なる場合は2段書で両方の所在地を記載してください。

※ 補助事業の実施場所は、応募申請時点で現に有していることが必要です。

- b. 「企業間データ活用型」で応募申請する場合は、応募者の欄に、幹事企業を筆頭として、連携体参加企業について本社所在地、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名を連記してください（代表者印の押印を含む）。【様式 1】については、連携体で 1 通の提出となります。

また、【様式 2】や添付書類については、全体表や各事業者のものが必要となる書類がありますので留意してください。

- c. 「一般型」「小規模型」において、連携体で申請する場合は、幹事企業を筆頭として、連携体参加企業について事業者の郵便番号、本社（本部）所在地、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名を連記してください（代表者印の押印を含む）。【様式 1】は、連携体で 1 通の提出となります。（該当する対象類型に応じ、連携体専用の書式を使用してください）。

- d. 事業類型等の内容については、事業類型等のいずれか 1 つに☑を付してください。

「一般型」を選択した場合	①一定の要件を満たす先端設備等導入計画の認定取得、または②一定の要件を満たす経営革新計画の承認取得を目指し、補助率 2／3 の適用を希望する場合は、該当する箇所に☑を付してください。 なお、①及び②いずれの場合も交付決定時点において要件を満たす必要があります。要件が満たされなかった場合は、交付決定することができませんのでご注意ください。
生産性向上のために専門家の活用を希望する場合	生産性向上に資する専門家の活用により、補助上限額の増額を希望する場合は、該当する箇所に☑を付してください。
申請者が特定非営利活動法人単体である場合	①「経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し」 ②「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」 を添付していることを確認し、該当する箇所に☑を付してください。

【様式 2】事業計画書

（共通）

「企業間データ活用型」及び「一般型」「小規模型」において連携体で申請する場合は、【様式 2】を連携体内の各事業者ごとに作成し、幹事企業がとりまとめて提出してください。なお、2. 事業内容（1）事業計画名は、同一の事業計画名となります。

1. 応募者の概要等

- a. 法人の場合は、13桁の法人番号を記載してください。法人番号がない場合（個人事業主等）は「なし」と明記してください（マイナンバー（個人番号）は記載しないでください）。なお、法人番号欄に記載がない場合は、書類不備として不採択となりますので、必ず記載してください。

※ 法人番号とは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤であり、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。

- b. 商号又は名称は、法人の種類（例：株式会社）と名称を間隔を空けずに記載してください。なお、カナは、法人の種類（例：カブシキガイシャ）部分を省略して、名称のみ全角カタカナで記載してください。
- c. 郵便番号は、ハイフンなしの半角数字7桁で記載してください。

- d. 本社所在地は、都道府県名から記載し、丁目等の数字項目以降は、半角数字ハイフン「-」区切りで記載し、建物名まで記載してください。登記上の住所ではなく、現住所を記載してください。
 - e. 電話番号は、市外局番から記載し、番号区切りは半角ハイフン「-」を使用してください。
 - f. 個人事業主の場合は、法人代表役職名欄に「個人事業主」と記載し、法人代表者名欄に個人事業主の氏名を記載してください。
 - g. 資本金・出資金は、応募申請時点での資本金・出資金を円単位で記載してください。
 - h. 従業員数は、中小企業基本法に基づく「常時使用する従業員」の人数を記載してください。常時使用する従業員には会社役員及び個人事業主は該当しません。
 - i. 主たる業種は、日本標準産業分類（中分類）の分類コードと名称を記載してください（41～43ページ参照）。
 - j. 設立年月日は、西暦で2018年1月1日であれば、2018-01-01と記載してください。
 - k. 認定支援機関が発行した確認書に記載された認定支援機関ID番号（12桁）を転載してください（ID番号についての詳細は35～36ページ「認定支援機関について」をご参照ください）。
- ※ 補助事業者には、補助事業年度終了後5年間にわたり、事業化の状況報告をしていただきますが、これらの報告内容を応募申請時に確認書を発行した認定支援機関ごとに集計し、公表する予定です。
- l. 事業計画書作成支援者の欄に、事業計画書を作成するにあたって支援を受けた機関や企業の名称を記載してください。
- ※ 認定支援機関でなくても構いません。その他のコンサルタントや工作機械メーカー担当者等に事業計画書の作成支援を受けた場合も記載してください。

2. 事業内容

（1）事業計画名

- a. 事業目的を意識して30字程度で記載してください。本項目は採択となった場合に公表します。
- b. 「本事業で取り組む対象分野となる業種」には本補助事業で行う業種を記入してください（41～43ページ参照）。【様式2】1. 応募者の概要等で記入いただく「主たる業種」とは異なる場合もあります。
- c. 事業計画の概要・内容と整合性のとれる内容にしてください。
- d. 「企業間データ活用型」及び「一般型」「小規模型」において連携体で応募申請する場合は、連携体参加企業で同一の事業計画名となります。

（2）事業計画の概要

- a. 100字程度で簡潔に記載してください。なお、本項目は採択となった場合に公表することがありますので、公表して支障のあるノウハウや知的財産権等を含む内容は記載しないでください。
- b. 事業計画名に沿って、現状の課題を明確にし、補助事業の実施による効果を記載してください。

（3）対象類型の分野

- a. 【革新的サービス】で申請される方は、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」の当てはまる分野に☑を付してください。（37ページ「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」について参照）

- b. 【ものづくり技術】で申請される方は、「中小ものづくり高度化法」の12分野で当てはまる技術に☑を付してください。（38ページ「中小ものづくり高度化法」について参照）

（4）事業の具体的な内容（事業計画の概要に沿って記載してください）

その1：具体的な取組内容（30ページ 表2：審査項目（2）参照）

- a. 本事業の目的・手段について、今までに自社での取組みの経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で機械装置等を取得しなければならない必要性を示してください。

また、課題を解決するため、不可欠な工程ごとの開発内容、材料や機械装置等を明確にしながら、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください（必要に応じて図表や写真等を用い具体的かつ詳細に記載してください）。

事業期間内においては機械装置等の取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記入が必要となります。（30ページ：審査項目（2）①～④参照）

- b. 応募申請する対象類型に応じて、事業計画との関連性を説明してください。

【革新的サービス】に応募申請する場合	新たな製品・サービスを顧客等の他者に対し役務としてどのように提供するののか具体的に説明するとともに、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示す方法との関連性を説明してください。
【ものづくり技術】に応募申請する場合	「中小ものづくり高度化法」の12分野との関連性を説明してください。

- c. 本事業を行うことによって、どのように他者と差別化し競争力強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に説明してください。（30ページ：審査項目（2）③、④参照）

- d. 「企業間データ活用型」で応募申請する場合は、自社と連携体内の他の事業者の役割分担や連携の内容などを具体的に説明してください。

また、企業間のデータ活用の状況がわかる構成図（導入しようとする機械装置等やデータ活用の流れを含めた基本設計図など）を記載してください。（30ページ：審査項目（2）①参照）

- e. 「一般型」「小規模型」において、連携体で申請する場合は、連携体参加の各事業者がそれぞれ設備投資（9ページ：注2. 参照）を行う事業計画を記載してください。

- f. 生産性向上に資する専門家を活用し補助上限額の増額を希望する場合は、補助事業計画に専門家をどのように寄与させるのかを記載してください。

その2：将来の展望（本事業の成果の事業化に向けて想定している内容及び期待される効果）

- a. 本事業の成果が寄与すると想定している具体的なユーザー、マーケット及び市場規模等について、その成果の価格・性能的な優位性・収益性や現在の市場規模も踏まえて記載してください。（30ページ：審査項目（3）②参照）

- b. 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡潔に記載してください。（30ページ：審査項目（3）③参照）

- c. 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。

- d. 会社全体の事業計画（表）における「付加価値額」「経常利益」等の算出については、算出根拠を明記してください（算出根拠を別紙で提出することも可能です）。

【革新的サービス】に応募申請する場合	「革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善を行い、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画」の根拠を具体的に記載してください。
--------------------	--

	い（詳細を別添資料とすることも可能）。（３０ページ：審査項目（３）④参照）
【ものづくり技術】に応募申請する場合	「革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、３～５年計画で「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成する計画」の根拠を具体的に記載してください（詳細を別添資料とすることも可能）。（３０ページ：審査項目（３）④参照）

- e. 本事業計画（表）で示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況等報告において伸び率の達成状況の確認を行います。

3. 補助金又は委託費の交付を受けた実績説明

- a. 事業の重複や実績を確認するためのものです。
- b. 「平成２４年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」、「平成２５年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」、「平成２６年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」、「平成２７年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」及び「平成２８年度補正革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金」（以下「過年度ものづくり補助金事業」という）の補助事業者は、同事業の内容及び本事業との相違点のほか、その事業化・収益化の実績・見込みについて記載してください（同一・類似の事業※として本事業に申請をした場合、採択いたしません）。

※ 同一・類似の事業

応募事業者が過年度実施したものづくり補助金事業と、テーマや事業概要、設備投資で導入する機械装置等が類似であると地域事務局又は全国事務局が判断した場合をいいます。

特に、平成２４年度補正、２５年度補正、２６年度補正、２７年度補正ものづくり事業の採択事業者においては、提出済の「事業化状況・知的財産権等報告書」に記載した内容をはじめ、同報告書を提出した後の進捗状況に応じて、事業化・収益化への取組成果や実績について記載してください。

- c. 経済産業省その他の省庁等（各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む）による研究開発制度・事業（委託費・補助金等）において、申請時点から「過去５年以内に実施済」又は「現在実施中」若しくは「現在申請中」及び「今後申請予定」とされているもののうち、本事業計画と関連する事業内容（同一実施者の関与又は同一の技術シーズを用いるなど）と思われるもの又はそのおそれがあるものについて記載してください。
- d. 該当案件が複数ある場合は案件ごとに本表を複製して作成してください。
- e. 該当案件について、故意に記載しなかった場合、虚偽の申請を行ったものとみなし、採択、交付決定を取り消す場合があります。

4. 経費明細表（補助上限額を超える応募申請書については、審査の対象となりません）

- a. 事業類型により対象となる経費が異なります。各類型に応じた記載をいただくようご注意ください。
- b. 「経費区分」は、全事業類型共通で、機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費を使用します。
- c. 「事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、必要経費全額について、消費税を加算した金額を記載してください。
- d. 「補助対象経費」とは、「事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費で、消費税を差し引いた金額を記載してください。

なお、汎用性があり目的外使用になり得るもの（例えば、補助事業に関わる事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機などの購入費）につ

いては「事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。

- e. 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、各々「補助対象経費」に補助率（1／2もしくは2／3）を乗じた額（1円未満は切り捨て）となります。

「事業に要する経費」があっても全額が「補助対象経費」とならない、あるいは「補助金交付申請額」の総額が補助上限額を超える等の理由により「補助金交付申請額」の欄が0円となる費目がある場合、その費目は使用することができません（そのため、「補助金交付申請額」欄が0円の場合は、当該費目の各欄には数字を記入しないでください）。

- f. 「積算基礎」は、本事業に要する経費について不明瞭な記載は避けてください。例えば、機械装置費にあっては、一式と表記せず、導入しようとする機械等の名称、型式、単価や数量など「事業に要する経費」の内訳を具体的に記載してください。なお、見積書の記載内容を参照させたい場合は、（別添）見積書参照と付記して見積書の写しを添付するとともに、PDFファイルをCD-Rに格納し提出してください。

- g. 「経費区分」には上限が設定されているものがあります。詳細については、13～15ページの「6. 補助対象経費」を参照してください。

- h. 本事業では、設備投資（単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の取得）が必要です。
「企業間データ活用型」の場合は参加する各事業者ごとに対象設備を導入する必要があります。

- i. 本事業では、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。

- j. 消費税は8％で計算してください。

- k. 「企業間データ活用型」による応募申請の場合は、各事業者は、自社の経費明細表を作成するとともに、200万円に連携体参加者数を乗じて追加される金額の配分がわかるよう、別表により、連携体全体の配分表を作成してください。

5. 資金調達内訳

- a. 補助金の支払は、原則として事業終了後の精算払となります。事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がありますので、当初の資金調達を記載してください。
- b. 補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資の利用を検討されている方については、33ページ「つなぎ融資の御案内について」を参照してください。

6. その他加点項目

- a. 該当する場合のみ記入し、必要な書類を添付してください。
- b. 法令に基づく各種取得計画について（すべての事業類型が対象）

① 経営革新計画の承認取得

「有効な期間の経営革新計画の承認を応募申請時に受けている」に☑を付した方は、以下の書類を必要部数提出してください。

応募申請時点	必要書類
承認済みの場合	①「経営革新計画に係る承認通知書の写し」 ②「経営革新計画に係る承認申請書（別表を含む）の写し」
承認申請中の場合	○申請済みの「経営革新計画に係る承認申請書（別表を含む）の写し」

※ 交付決定要件は、16ページの表をご覧ください。

注1. 一般型（補助率2／3以内）の経営革新計画の承認取得だけでなく、一般型（補助率1／2以内）や他の事業類型における経営革新計画の承認取得の場合でも加点対象となります。

注2. 一般型（補助率2／3以内）で応募申請する場合には、別途、【様式1】＜事業類型等の内容＞で、補助率2／3要件欄での☑が必要となります。また、その場合の交付決定ができる要件等については、7. 補助上限額増額及び補助率アップの要件（16ページ）（※3）に記載している「交付決定要件」をご参照ください。

② 経営力向上計画の認定取得

「有効な期間の経営力向上計画の認定を応募申請時に受けている」に☑を付した方は、以下の書類を必要部数提出してください。

応募申請時点	必要書類
認定済みの場合	①「経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し」 ②「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」
認定申請中の場合	○申請済みの「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」 ⇒交付決定までに「経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し」の提出が必要となります。必要な書類の提出がない場合は交付決定されませんのでご注意ください。

③ 地域経済牽引事業計画の承認取得（承認申請書中の共同申請者である場合も加点対象）

「有効な期間の地域経済牽引事業計画の承認を応募申請時に受けている」に☑を付した方は、以下の書類を必要部数提出してください。

応募申請時点	必要書類
承認済みの場合	①「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」 ②「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」
承認申請中の場合	○申請済みの「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」 ⇒交付決定までに「地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し」の提出が必要となります。必要な書類の提出がない場合は交付決定されませんのでご注意ください。

c. 上記b. ①～③の法令に基づく計画の承認・認定取得については、複数種類の計画の承認・認定取得をした場合であっても、加点は1回のみとなります。

d. 先端設備等導入計画の認定取得

「補助事業の実施場所の所在地にある市区町村（名称： ）が平成30年8月末までに『固定資産税ゼロ』の特例を措置して、先端設備等導入計画（公募要領25、40ページ参照）の認定企業（申請中も含む）である。」に☑を付した方は、以下の書類を必要部数提出してください。

応募申請時点	必要書類
承認済みの場合	○「先端設備等導入計画の認定書の写し」
承認申請中の場合	○申請済みの「先端設備等導入計画の認定申請書の写し」

※ 交付決定要件は、16ページ下部の表をご覧ください。

- e. 「企業間データ活用型」で応募申請をする場合、および「一般型」「小規模型」で連携体として共同申請する場合は以下に留意してください。

項 目	加点要件
固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において、先端設備等導入計画の認定を受けている企業	連携する中小企業者等のうち、少なくとも1事業者が該当すれば加点となる
有効な期間の経営革新計画の承認取得企業、または有効な期間の経営力向上計画の認定取得企業、または地域経済牽引事業計画の承認取得企業（いずれも申請中を含む）	連携する中小企業者等のうち、少なくとも1事業者が該当すれば加点となる
総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業	連携するすべての中小企業者等が該当した場合に加点となる
小規模型に応募する小規模企業者・小規模事業者または常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人	連携するすべての中小企業者等が該当した場合に加点となる
「平成30年7月豪雨」により、直接または間接的な被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県に所在する企業、ならびに直接被害を受けた岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県に所在する企業（97ページの「平成30年7月豪雨における被害状況証明書」および、直接被害の場合は罹災証明書の写し等の提出が必要）	連携する中小企業者等のうち、少なくとも1事業者が該当すれば加点となる

「認定支援機関による補助事業計画に係る競争力強化並びに支援に関する確認書」

- 認定支援機関自らが応募申請する場合は、他の認定支援機関から取得する確認書を添付してください。
- 認定支援機関の代表者印のない確認書については、要件不備で無効となりますので、添付する際はご注意ください。
- 認定支援機関確認書を2カ所（2枚）以上取得しても、審査には影響がなく、加点要素にはなりません。
- 本補助金における認定支援機関の役割は、認定支援機関確認書の作成や、事業実施期間中の支援に加え、補助事業年度終了後5年間、事業者への支援を地域のよろず支援拠点、商工会議所、商工会等と連携し、事業者のニーズに応じて当該機関が提供する支援措置へつなげることが求められます。
- 認定支援機関確認書の作成にあたっては、補助事業者への支援計画（目標とする事業化段階）を示すことが必要です（事業化段階についての詳細は50ページ参照）。認定支援機関のフォローアップ状況を調査し、その結果を公表します。
- 「企業間データ活用型」及び「一般型」「小規模型」の共同申請で応募申請する場合は、連携体の各事業者分の認定支援機関確認書の提出が必要となります。

表 1：提出書類

提出書類 及び 提出部数
※ 10. 応募申請書類の記入・提出にかかる留意点（19ページ）を再度確認し、実施したい事業内容を明確にするとともに、要点を押さえてご記入ください。
① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金事業計画書 一式【様式1・2】 （正本1部、副本5部、合計6部） 注．上記6部の提出に加えて、計画書の内容が全て入力されたWord又は一太郎の文書ファイルをCD-Rに保存のうえ、1部提出してください。
② 認定支援機関確認書 （正本1部、副本5部、合計6部） 注．上記6部の提出に加えて、認定支援機関確認書をPDFファイルにして、上記①を保存したCD-Rに保存してください。
③ 決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人は活動計算書）、製造原価報告書※、販売管理費明細※、個別注記表） （正本1部、副本5部、合計6部） 注1．設立2年に満たない中小企業者等（1年以上2年未満）は、1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人は活動計算書）、製造原価報告書※、販売管理費明細※、個別注記表）を提出してください。 注2．設立まもなく決算書の提出ができない中小企業者等は、事業計画書及び収支予算書を提出してください。 ※ 製造原価報告書および販売管理費明細は、従来から作成している場合のみ提出してください。
④ 定款若しくは登記事項証明書（提出日より、過去3ヵ月以内に発行されたもの） （正本1部、副本5部、合計6部） 注．個人事業主の場合は、確定申告書（第1表）、納税証明書の写し等、事業を行っていることが示されている書面を添付してください。
⑤ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット、労働者名簿一覧等 （正本1部、副本5部、合計6部） 注．自社で会社案内等のパンフレットを作成している場合は添付してください。
【様式2】2. (4)会社全体の事業計画の算出根拠等の詳細を別紙として記載する方のみ
⑥ 「3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画書」（正本1部、副本5部、合計6部）
「機械装置費」を補助対象経費に計上される方
⑦ 入手価格の妥当性を証明できる書類（正本1部、副本5部、合計6部） 平成30年9月以降有効な見積書、又は入手価格の妥当性を証明できるものとしてカタログ・パンフレット（写し可）を取ってください。

※ カタログ・パンフレット等の提出は必須ではありませんが、応募申請時点で補助対象経費に計上する経費に該当する提出書類が全て揃っていれば、採択後速やかに交付決定に向けた審査に移行することができます。応募申請時点で⑦の提出がない場合、交付決定が遅れ、事業実施期間が短くなる場合があることをあらかじめご了承ください。

※ 採択された事業者が、本事業における発注先を選定する場合、単価50万円（税抜き）以上の物件等を取得するには、同一条件を記載した仕様書又は見積依頼書に基づき、2社以上の合見積を取る必要があります。合理的な理由により合見積書が取れない場合は、業者選定理由書を提出することになりますのでご注意ください。

【注意事項】

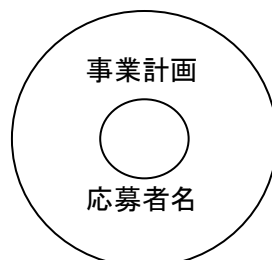
事業計画書等様式用の紙サイズは原則としてA4判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに、左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス留め不可）、1部ずつ、紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。計画書等の綴じ方については、29ページを参照してください。

⑧ 提出書類チェックシート（1部）

応募申請書類の提出にあたっては、55、68、81ページの〈提出書類チェックシート〉を必ず確認し、全ての提出書類の上に付して提出してください。

＜応募申請書類のとりまとめ方法＞

【CD-Rへのデータの収録方法】



応募申請書類【様式1】【様式2】及び「認定支援機関確認書」について、CD-Rに電子媒体資料を保存してください。

収録の際には、下記のファイル名で収録してください。

【様式1】計画書の提出について（株）〇〇

【様式2】事業計画書（株）〇〇

文書
ファイル

・認定支援機関確認書（株）〇〇

・見積書（株）〇〇：参照させる場合のみ

・労働者名簿一覧（株）〇〇：該当する場合のみ

PDF形式

※ 【様式1】【様式2】は、必ず計画書の内容が全て入力されたWord又は一太郎の文書ファイルにて収録してください。

PDF形式で収録した場合は、書類不備になります。

※ できるだけ様式ごとに1ファイルにまとめて収録してください。

※ CD-Rの表面に事業計画名、応募者名を明記してください。

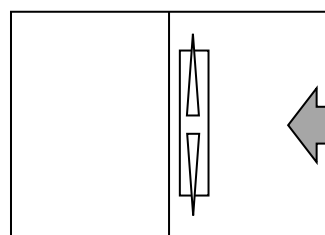
【計画書等の綴じ方】

事業計画名	正
	副
応募者名	

※ ファイルの背表紙と表表紙に

「事業計画名」「応募者名」「正・副」の別を記入

紙製のフラットファイルに綴じる



①提出書類 様式1 様式2 ②認定支援 機関確認書 1部

③決算書 (直近2カ年分) 1部

④定款又は登記 事項証明書 正本1部

その他 ⑤パンフレット ・経営革新計画承認書等 1部

添付書類

※正本の「提出書類」の後に、

⑦入手価格の妥当性を証明できる書類を
提出する場合は添付（6部添付のこと）

正本1部、副本5部、計6部を準備

【資料の送付】

※「一般型」・「小規模型」の単体で応募申請する場合は、応募申請者1者ずつ送付してください。

また、「企業間データ活用型」及び「一般型」・「小規模型」の連携体で応募申請する場合は、幹事企業が連携体の各事業者分をまとめて送付してください。

なお、認定支援機関やコンサルティング会社、事業計画書作成支援者からの応募申請書の送付は応募申請として認めません。公募締切日までに再度送付していただくことが必要となりますのでご注意ください。

ものづくり・商業・サービス 経営力向上支援補助金 計画書在中	(赤字)
	〒□□□-□□□□
〇〇県地域事務局	〇〇県××市△△1/2/3
〇〇県中小企業団体中央会	〇〇ビル5階
行	

同封する書類等

○ 提出書類チェックシート

○ 紙製のフラットファイル
(正本1部、副本5部の計6部)

○ その他必要書類

○ CD-R 1枚

表 2：審査項目

審 査 項 目
(1) 補助対象事業としての適格性 4. 事業実施期間及び補助対象要件<補助対象事業における主な留意事項>に掲げる (3) 補助対象外事業（10ページ参照）に該当しないか。 (2) 技術面 ① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。 ○ 【革新的サービス】においては、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行うサービスの創出であるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。 ○ 【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野の高度化に資する取組みであるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。 ○ 「企業間データ活用型」においては、連携体内の企業間によるデータを有効に活用した取組みであるか。 ② サービス・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。 ③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。 ④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。 (3) 事業化面 ① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。 ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。 ③ 補助事業の成果が价格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。 ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか（【革新的サービス】【ものづくり技術】いずれにおいても、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか）。 (4) 政策面 ① 厳しい内外環境の中にあって新たな活路を見出す企業として、他の企業のモデルとなるとともに、国の方針（「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」）において示された賃金上昇に資する取組みであるか等）と整合性を持ち、地域経済と雇用の支援につながる事が期待できる計画であるか。 ② 金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。 ③ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば、生産設備の改修・増強による能力強化）につながるものであるか。

(5) 加点点目 (加点点内容は【様式2】事業計画書 6. その他加点点目を参照してください)。

- ① 生産性向上特別措置法に基づき、平成30年8月末までに固定資産税ゼロの特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる先端設備等導入計画の認定企業 (申請中も含む)
- ② 有効な期間の経営革新計画の承認 (申請中を含む)、または経営力向上計画の認定 (申請中を含む)、または地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認 (申請中及び承認申請書中の共同申請者である場合を含む) のいずれかを取得した企業
- ③ 総賃金の1%賃上げ等に取り組む企業
- ④ 小規模型に応募する小規模企業者・小規模事業者または常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人
- ⑤ 「平成30年7月豪雨」により、直接または間接的な被害を受けた岡山県、広島県、愛媛県に所在する企業、ならびに直接被害を受けた岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、福岡県に所在する企業 (97ページの「平成30年7月豪雨における被害状況証明書」および、直接被害の場合は罹災証明書の写し等の提出が必要)

※ 加点点目については、【様式2】事業計画書の各項目の☑を付され、公募要領や様式等で求められる記載内容の具備や添付書類の提出 (24ページ参照) のほか、各要件に合致した場合にのみ加点点されます。

1 1. 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に地域事務局の承認を得なければなりません。
- (2) 交付決定後に、補助事業者が大企業になる等、補助対象者ではなくなった場合は、本事業を中止、廃止することになります。
- (3) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 本事業の完了した日の属する会計年度（国の会計年度である4月～3月）の終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を事業化状況・知的財産権等報告書により報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- (5) 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、事業化状況・知的財産等報告書により報告しなければなりません。
- (6) 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付しなければなりません。
- (7) 取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。財産処分には、処分制限期間内に補助対象者の要件から外れた場合も含まれます。
- (8) 補助事業期間終了後に補助対象者に該当しなくなった場合は、処分制限財産について財産処分となり、残存簿価相当額または時価（譲渡額）のいずれか高い額で補助金の返納をしていただく必要があります。
- (9) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。ただし、中小企業・小規模事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、地域事務局の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます（収益納付は免除されません）。
- (10) 交付申請書の提出にあたっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

注. 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (11) 補助事業者は、中小会計要領又は中小指針に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください（46ページの「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」についてを参照してください）。

また、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- (12) 補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、地域事務局の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、所轄の地域事務局に提出しなければなりません。
- (13) 本事業の進捗状況確認のため、地域事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

12. 財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

13. その他

- (1) 補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。特に必要と認められる場合、事業期間の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (2) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 採択後、補助事業実施に係る注意点等が詳細に記載されている「補助事業の手引き」を地域事務局から配布いたします。よく中身をご確認のうえ、不明点は必ず地域事務局にご相談ください。

Ⅱ．参 考

1. 資金面に関すること

- つなぎ融資の御案内について 3 5

2. 応募申請要件に関すること

- 認定支援機関について 3 5
- 事業計画書作成支援者について 3 7
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」について 3 7
- 「中小ものづくり高度化法」について 3 8
- 経営革新計画について 3 9
- 経営力向上計画について 3 9
- 地域経済牽引事業計画について 3 9
- 先端設備等導入計画について 4 0
- 主たる業種、本事業で取り組む対象分野となる業種（日本標準産業分類、中分類）について
..... 4 1
- 小規模企業者・小規模事業者について 4 2
- 特定非営利活動法人の申請要件について 4 5

3. 企業会計、税制に関すること

- 中小企業投資促進税制について 4 6
- 本補助金で取得した固定資産等に係る圧縮記帳について 4 6
- 「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について
..... 4 6

4. 経費の支出に関すること

- 経費支出基準について 4 7
- 旅費支給に関する基準について 4 8

5. 事業化（段階）について

- 事業化（段階）について 5 0

6. その他

- クラウドについて 5 0
- 中小企業技術革新制度（SBI R制度）について 5 1
- スマートものづくり応援隊について 5 1
- ロボットシステムインテグレータ（ロボットSIer）について 5 2
- 「おもてなし規格認証」について 5 2
- お問合せ先（地域事務局一覧） 5 3

1. 資金面に関すること

つなぎ融資のご案内について

中小企業庁及び金融庁においては、平成25年11月6日付で、認定支援機関及び金融機関に対し、つなぎ融資の円滑化に向けてご協力いただくよう、要請を行っております。

補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資の利用を検討されている方におかれましては、できるだけお早めに認定支援機関及び金融機関に対してご相談いただきますよう、準備をお願いします。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/2013/131106tunagi.htm>

2. 応募申請要件に関すること

認定支援機関について

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

認定制度の概要については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

制度の創設から約5年間で、約29,000の様々な分野の専門家を認定することで、中小企業支援機関等の裾野の拡大と面的広がりを実現した一方で、中小企業支援を真に実施する認定支援機関を中小企業等が把握できるよう、今後、認定支援機関の活動実績の明確化を国として行う方針となっております。つきましては、認定支援機関の関与が必要となる国の施策に係る支援実績を効率的に把握すべく、認定支援機関に対してID番号を付与することと致しました。

認定支援機関一覧及びID番号については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm>

また、認定支援機関による支援については、下記パンフレットをご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/2014/download/141114panflet.pdf>

なお、中小企業庁及び金融庁では、各認定支援機関に対し、不適切な行為を慎むよう注意を喚起しています。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131127Nintei.htm>

認定支援機関による不適切な行為があった場合には、下記のとおり窓口を設置してありますので、詳細をご確認の上通報してください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/houkoku.htm>

認定経営革新等支援機関各位

認定経営革新等支援機関による不適切な行為の防止について

平成25年11月27日

中小企業庁

金融庁

各認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）におかれては、中小企業・小規模事業者や創業予定者（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）の経営革新等支援業務等（以下「支援業務」という。）に取り組まれているところですが、一部の認定支援機関による不適切な行為に関する情報が行政当局に寄せられています。

こうした一部の認定支援機関による不適切な行為は、支援業務に真摯に取り組まれている認定支援機関や本制度そのものの信頼性の低下にも繋がりがねません。

つきましては、これらの不適切な行為を未然に防止するため、各認定支援機関におかれては、公的に認定を受けた中小企業・小規模事業者等の支援の担い手として、以下のような不適切な行為を慎むよう注意を喚起します。

<不適切な行為の例>

- 補助金申請に関与する際に、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求すること
- 認定支援機関であることを示しながら、補助金申請代行等のPRや営業活動を行うこと
- 支援業務の実施に際して、金額・条件等の不透明な契約を締結すること
- 支援業務の実施に際して、中小企業・小規模事業者等や関係機関等に対し、強引な働きかけを行うこと

等

各認定支援機関におかれては、引き続き、中小企業・小規模事業者等の支援に真摯かつ積極的に取り組んでいただくようお願いします。

事業計画書作成支援者について

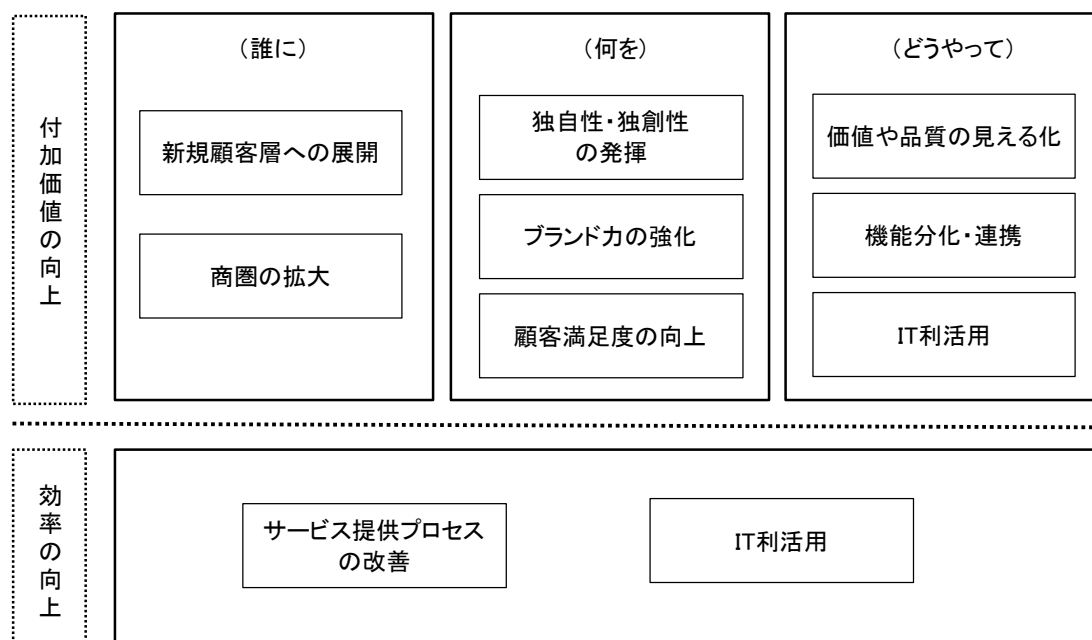
応募申請書の作成にあたって、外部関係者から、申請者の事業計画の一部若しくは全部について作成支援を受けた場合には、その外部関係者の名称を記載してください。後日、その支援内容等について支援者に対しヒアリングをすることがあります。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」について

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」は、サービス業の９割以上を占める中小企業の皆様に、経営課題を解決する際の参考にしていただくことを期待して、取り組みの方向性や具体的手法等をご紹介します目的で平成２７年に策定されました。

さらに、“ベストプラクティス集”として、サービス事業者の参考としての効果をより発揮させるため、最新のビジネスモデル・動向を踏まえ、ＩＴの活用事例等の追加を行いました（平成２８年２月）。現在、本ガイドラインには、１５業種、５７事例が掲載されています。

● 中小サービス事業者の生産性向上のための具体的手法



詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

● お問合せ先

＜経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課＞

電話：０３－３５８０－３９２２

「中小ものづくり高度化法」について

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」とは、わが国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図るため、中小企業が担うものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発及びその成果の利用を支援するための法律です（平成18年4月26日公布 平成18年6月13日施行）。

● 特定ものづくり基盤技術の指定（平成27年2月9日）

わが国製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術を経済産業大臣が指定します。

1	<u>デザイン開発に係る技術</u> 製品の審美性、ユーザーが求める価値、使用によって得られる新たな経験の実現・経験の質的な向上等を追求することにより、製品自体の優位性のみならず、製品と人、製品と社会との相互作用的な関わりも含めた価値創造に繋がる総合的な設計技術。
2	<u>情報処理に係る技術</u> IT（情報技術）を活用することで製品や製造プロセスの機能や制御を実現する情報処理技術。製造プロセスにおける生産性、品質やコスト等の競争力向上にも資する。
3	<u>精密加工に係る技術</u> 金属等の材料に対して機械加工・塑性加工等を施すことで精密な形状を生成する精密加工技術。製品や製品を構成する部品を直接加工するほか、部品を所定の形状に加工するための精密な工具や金型を製造する際にも利用される。
4	<u>製造環境に係る技術</u> 製造・流通等の現場の環境（温度、湿度、圧力、清浄度等）を制御・調整するものづくり環境調整技術。
5	<u>接合・実装に係る技術</u> 相変化、化学変化、塑性・弾性変形等により多様な素材・部品を接合・実装することで、力学特性、電気特性、光学特性、熱伝達特性、耐環境特性等の機能を顕現する接合・実装技術。
6	<u>立体造形に係る技術</u> 自由度が高い任意の立体形状を造形する立体造形技術。（ただし、3 <u>精密加工に係る技術</u> に含まれるものを除く。）
7	<u>表面処理に係る技術</u> バルク（単独組織の部素材）では持ち得ない機能性を基材に付加するための機能性界面・被覆膜形成技術。
8	<u>機械制御に係る技術</u> 力学的な動きを司る機構により動的特性を制御する動的機構技術。動力利用の効率化や位置決め精度・速度の向上、振動・騒音の抑制等を達成するために利用される。
9	<u>複合・新機能材料に係る技術</u> 部素材の生成等に際し、新たな原材料の開発、特性の異なる複数の原材料の組合せ等により、強度、剛性、耐摩耗性、耐食性、軽量等の物理特性や耐熱性、電気特性、化学特性等の特性を向上する又は従来にない新しい機能を顕現する複合・新機能材料技術。
10	<u>材料製造プロセスに係る技術</u> 目的物である化学素材、金属・セラミックス素材、繊維素材及びそれらの複合素材の収量効率化や品質劣化回避による素材の品質向上、環境負荷・エネルギー消費の低減等のために、反応条件の制御、不要物の分解・除去、断熱等による熱効率の向上等を達成する材料製造プロセス技術。
11	<u>バイオに係る技術</u> 微生物を含む多様な生物の持つ機能を解明・高度化することにより、医薬品、エネルギー、食品、化学品等の製造、それらの評価・解析等の効率化及び高性能化を実現するバイオ技術。
12	<u>測定計測に係る技術</u> 適切な測定計測や信頼性の高い検査・評価等を実現するため、ニーズに応じたデータを取得する測定計測技術。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

経営革新計画について

中小企業等経営強化法では「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています（同法2条7項）。

この経営革新計画を策定し、承認を受けることで政府系金融機関による特別貸付制度・信用保証の特例等の利用ができるようになります。

経営革新計画の申請については、まずは各都道府県の商工担当部局へお問合せください（商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等、各種支援機関でもご相談いただけます）。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/>

経営力向上計画について

経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、中小企業・小規模事業者等が生産性を向上するための計画です。本計画の認定を受けることで中小企業・小規模事業者等は、認定計画に基づき取得した一定の設備の固定資産税の軽減（3年間半額）や中小企業経営強化税制（即時償却等）、金融支援等の措置を受けることができますようになります。

経営力向上計画の認定申請先は、事業分野（業種）毎の担当省庁になります。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

● お問合せ先（経営力向上計画相談窓口）

＜中小企業庁 事業環境部 企画課＞

電話：03-3501-1957

※ 経営力向上計画の認定についての注意事項

通常、認定申請書の受理から認定までは標準処理期間として30日（事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、45日）を要します。十分余裕を持った認定申請をお願いします。

認定申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差戻しとなり、受理されない場合があります。また、軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、処理時間が長期化する場合があります（認定申請者が修正している期間は標準処理期間に含まれません）。

地域経済牽引事業計画について

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

スキームについては、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業※計画を、都道府県知事が承認します。また、国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援します。詳細については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

※ 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

● お問合せ先

＜経済産業省 地域経済産業グループ地域経済産業政策課 地域未来投資促進チーム＞

電話：03-3501-1587

先端設備等導入計画について

生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

所在している市区町村が「導入促進基本計画」を作成し、国の同意を受けている場合に認定を受けることができます。認定を受けた場合は、固定資産税の軽減措置（ゼロ～1/2の間で市町村等が定める割合に軽減）や、信用保証の特例などの支援措置を受けることができます。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

先端設備等導入計画の申請先は市区町村となります。具体的な申請先や、導入促進基本計画の内容については、各市区町村にお問い合わせ下さい。

その他、制度の一般的なお問い合わせは全国の経済産業局等にお問い合わせ下さい。

対象地域	担当課		連絡先（直通）
北海道	北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北経済産業局	経営支援課	022-221-4806
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	関東経済産業局	中小企業課	048-600-0394
岐阜、愛知、三重	中部経済産業局	中小企業課	052-951-2748
富山、石川	電力・ガス事業北陸支局	産業課	076-432-5401
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿経済産業局	中小企業課	06-6966-6023
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国経済産業局	中小企業課	082-224-5661
徳島、香川、愛媛、高知	四国経済産業局	産業振興課	087-811-8523
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州経済産業局	中小企業課	092-482-5447
沖縄	沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

主たる業種、本事業で取り組む対象分野となる業種（日本標準産業分類、中分類）について

【様式2】事業計画書に記載する「主たる業種」「本事業で取り組む対象分野となる業種」は以下から選択してください。（記入例：「24 金属製品製造業」、「72 専門サービス業」）

中分類 コード	業種	中分類 コード	業種
01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業(【19a】自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業 以外／【19b】自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業)	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	71	学術・開発研究機関
21	窯業・土石製品製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
22	鉄鋼業	73	広告業
23	非鉄金属製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	75	宿泊業
25	はん用機械器具製造業	76	飲食店
26	生産用機械器具製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
27	業務用機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	79	その他の生活関連サービス業
29	電気機械器具製造業	80	娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	81	学校教育
31	輸送用機械器具製造業	82	その他の教育、学習支援業
32	その他の製造業	83	医療業
33	電気業	84	保健衛生
34	ガス業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
35	熱供給業	86	郵便局
36	水道業	87	協同組合(他に分類されないもの)
37	通信業	88	廃棄物処理業
38	放送業	89	自動車整備業
39	情報サービス業	90	機械等修理業(別掲を除く)
40	インターネット附随サービス業	91	職業紹介・労働者派遣業
41	映像・音声・文字情報制作業	92	その他の事業サービス業
42	鉄道業	93	政治・経済・文化団体
43	道路旅客運送業	94	宗教

中分類 コード	業種	中分類 コード	業種
44	道路貨物運送業	95	その他のサービス業
45	水運業	96	外国公務
46	航空運輸業	97	国家公務
47	倉庫業	98	地方公務
48	運輸に附帯するサービス業	99	分類不能の産業
49	郵便業(信書便事業を含む)		

小規模企業者・小規模事業者について

小規模企業者・小規模事業者の定義や分類は以下をご参照ください。

◆小規模企業者

(業種分類と小規模企業者の定義) <http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

中小企業基本法上の業種分類		日本標準産業分類上の分類	小規模企業者の定義
製造業その他		下記以外	常時使用する従業員※20人以下
商業	卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類「50 各種商品卸売業」 中分類「51 繊維・衣服等卸売業」 中分類「52 飲食料品卸売業」 中分類「53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」 中分類「54 機械器具卸売業」 中分類「55 その他の卸売業」	常時使用する従業員5人以下
	小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類「56 各種商品小売業」 中分類「57 織物・衣服・身の回り品小売業」 中分類「58 飲食料品小売業」 中分類「59 機械器具小売業」 中分類「60 その他の小売業」 中分類「61 無店舗小売業」 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類「76 飲食店」 中分類「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」	常時使用する従業員5人以下
サービス業		大分類G(情報通信業)のうち 中分類「38 放送業」 中分類「39 情報サービス業」 小分類「411 映像情報制作・配給業」 小分類「412 音声情報制作業」 小分類「415 広告制作業」 小分類「416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類「693 駐車場業」 中分類「70 物品賃貸業」 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類「791 旅行業」、 中分類「80 娯楽業」は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)	常時使用する従業員5人以下

◆小規模事業者

日本標準産業分類（第13回改定）に基づく、業種分類は下表のとおりです。小規模事業者の定義は、20名以下の会社及び個人事業主となります。

大分類	中分類の番号・中分類上の業種名称
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業
	76,77 は(略)
N 生活関連サービス業、娯楽業	78,79 は(略)
	80 娯楽業

※上記以外については、前ページ「小規模企業者」の表を参照してください。

(参考1) 中小企業基本法 (昭和38年7月20日法律第154号)

第2条 (中小企業者の範囲及び用語の定義)

第5項 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員※の数が 20人 (商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、 5人) 以下の事業者をいう。

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されています。

(参考2) 小規模事業者支援法 (平成5年法律第51号) および政令

第2条 (定義)

この法律において「小規模事業者」とは、商工会法 (昭和三十五年法律第八十九号) 第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数以下のものをいう。

- 1 製造業その他の業種 (次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの 20人
- 2 商業又はサービス業 (次号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの 5人
- 3 政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの 当該業種ごとに政令で定める数

【政令】 (平成5年政令第218号)

(小規模事業者の範囲)

第1条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第三号に規定する政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

- 1 宿泊業 20人
- 2 娯楽業 20人

(参考3) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

- 2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。
- 3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されています。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3

特定非営利活動法人の申請要件について

今回の公募より、一定の要件を満たす特定非営利活動法人を申請対象としています。以下に要件を再掲いたします。（以下の内容は、３３ページ以前の記載をまとめたものです。）

<全類型共通>

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が中小企業者（その他の業種）の範囲に当てはまること。（６ページ参照）

<企業間データ活用型に申請する場合>

- ・ 中小企業者が半数以上を占める複数事業者による共同申請であり、補助金総額の２／３以上が中小企業者に充てられること。
- ・ 特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請する法人の中の最高額とならないこと。
- ・ 各申請者がそれぞれ「３～５年で付加価値額年率３％及び経常利益年率１％の向上を達成する計画」を有すること。

※特定非営利活動法人も連携体の１者と数えることとし、補助上限額は１，０００万円（連携体内で２００万円/者を配分可能）とする。

<一般型・小規模型に申請する場合>

① 特定非営利活動法人単体で申請を行う場合は、以下の全てを満たすこと。

- ・ 法人税法上の収益事業を行う特定非営利活動法人であって、当該事業で「３～５年で付加価値額年率３％及び経常利益年率１％の向上を達成する計画」を有すること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- ・ 補助金の事業に係る「経営力向上計画（３９ページ参照）」の認定を受けること。

② 中小企業者と共同申請を行う場合は、以下の全てを満たすこと。

- ・ 中小企業者が半数以上を占める複数事業者による共同申請であり、補助金総額の２／３以上が中小企業者に充てられること。
- ・ 特定非営利活動法人に対する補助金額が、共同申請する法人の中の最高額とならないこと。
- ・ 各申請者がそれぞれ「３～５年で付加価値額年率３％及び経常利益年率１％の向上を達成する計画」を有すること。

※共同申請で１件と数えることとし、補助上限は共同申請全体で１，０００万円（小規模型は５００万円）とする。

※ その他、類型ごとの詳細な申請要件・加点事項等については７ページ～１１ページを、補助上限額増額及び補助率アップの要件については１６ページ・１７ページを併せてご覧ください。

（参考） 法人税法施行令第５条

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340C00000000097&openerCode=1

3. 企業会計、税制に関すること

中小企業投資促進税制について

資本金 1 億円以下の法人又は従業員 1, 000 人以下の個人の方が機械装置等を導入した場合、取得価額の 30%特別償却又は 7%税額控除（資本金 3, 000 万円超の法人は、税額控除の適用はありません）の適用を受けることができます。

なお、生産性の向上に資する一定の機械装置等を導入した場合には、即時償却又は 10%税額控除（資本金 3, 000 万円超の法人は 7%税額控除）の適用を受けることができます（平成 31 年 3 月末までに導入した機械装置等が対象です）。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoutoukigyoutousisokusinzeisei.htm>

本補助金で取得した固定資産等に係る圧縮記帳について

本補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳が認められる旨の回答を国税庁から得ております。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2018/assyuku.pdf>

「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

中小会計要領は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。

また、中小指針は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。中小企業は中小会計要領、中小指針のどちらでも参照することができます。

詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2012/0201KihonYouryou.htm>

4. 経費の支出に関すること

経費支出基準について

平成30年 2月28日
全国中小企業団体中央会

本基準は、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金における助成事業の経費支出基準について定めるものとする。

※ 以下の金額は、消費税抜きである。

1. 専門家経費

(1) 謝 金

- ① 大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師これに準ずる者の場合
1日につき、50,000円を限度とする。
- ② 大学准教授、税理士、司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、
ITコーディネータ等、技術士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、薬剤師等の場合
1日につき、40,000円を限度とする。
- ③ その他
1日につき、30,000円を限度とする。

(2) 旅 費

全国中小企業団体中央会が定める「旅費支給に関する基準」によるものとする。

2. 技術導入費

本事業遂行のため、他者保有の知的財産権の導入に伴って謝金の支出を要する場合に限る。
その際の支出基準は、1. 専門家経費に準ずる。

3. クラウド利用費

「専用アプリケーションの利用マニュアルの作成」に係る作成経費については、紙面、CD-ROM、DVD、ネット等の提供媒体の種類にかかわらず、400字につき3,000円を限度とする（作成者自らが制作した図・表については、1つあたり3,000円（簡易な図・表については1,500円）とする）。また、この金額にはSE等の人件費相当額を含むものとする。

なお、利用マニュアルには、ユーザーに対する操作マニュアルとして機能するものであるから、基本・概要設計、詳細設計、テスト仕様書等のドキュメント類を含めることはできない（全国中小企業団体中央会が実施する「中小企業活路開拓調査・実現化事業支出基準」に準拠する）。

平成30年 2月28日
全国中小企業団体中央会

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本基準は、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金における助成事業の旅費支給について定めるものとする。

第2章 国内出張旅費計算の基準

（旅費の計算）

第2条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

2 旅費計算の起点は、原則として出張者の勤務先の最寄駅とする。

3 片道の鉄道・航路の営業キロが600キロメートルを超える場合は、往復割引運賃により計算する。また、航空賃については往復割引運賃を上限として計算する。

4 同一区間内に複数の用務地がある場合の乗車運賃（特急・急行料金は除く）

については、最遠隔地から起点までの通し運賃により計算する。ただし、用務地が乗車券の有効日数を超える場合は、この限りでない。

5 第3項及び第4項以外にあっては、「運賃計算の特例」に該当するものは、当該特例運賃により計算する。

（出発時刻及び到着時刻の基準）

第3条 用務地と用務地最寄駅等の所要時間は、通常の経路で要する時間とする。

2 前項により計算した時間が、出発時刻が8時より以前、到着時刻が22時を超える場合は、出張の日数を加えることができる。

第3章 国内出張の旅費

（近距離地域の旅費）

第4条 東京都区内及び片道50キロメートル以内の出張については、鉄道賃、バス賃、モノレール賃並びに船賃を支給することができる。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

（近距離地域以外の旅費）

第5条 特急料金（新幹線を含む）及び急行料金（以下「特急料金等」という）を徴する列車等を運行している路線を利用する出張で、片道50キロメートルを超える区間で現に利用することが可能な場合は、第2条第1項本文の規定に即し、特急料金等を支給することができる。この場合、指定席車があるときは、座席指定料金も支給することができる。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

2 次の各号に定める都道府県へ出張で、現に利用することが可能な場合は、原則として航空賃を支給する。

(1) 東京起点の場合

北海道、東京都の島しょ、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(2) 名古屋起点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、東京都の島しょ、新潟県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 大阪起点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、東京都の島しょ、新潟県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(4) 福岡起点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、富山県、石川県、福井県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県

(5) その他

上記(1)～(4)以外で、地域事務局が認めた場合

3 バス賃、モノレール賃並びに船賃を支給することができる。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

4 第3条第2項の規定により出張の日数を加えた場合の宿泊料については、片道50キロメートルを超える出張の場合のみ適用するものとし、宿泊日数に応じて次表の額を限度として支給することができる。

区 分	宿 泊 料
専門家（宿泊を伴う場合は、日当は加算しない）	17,000円以内

5 日当は、片道50キロメートルを超える日帰り出張の場合のみ適用するものとし、次表の額を限度として支給することができる。

区 分	日 当
専門家	5,000円以内

第4章 雑 則

(参考資料)

第6条 旅費の計算にあたっては、「JR等の時刻表」又は「旅費計算ソフトウェア」等を参考とすること。

(その他)

第7条 補助事業者において旅費規程が整備されており、上記第2条から第6条の規定と概ね同等の規定となっている場合は、地域事務局と協議のうえ、補助事業者の旅費規程により算定することができる。ただし、上限は本規定の額とする。

5. 事業化（段階）について

事業化（段階）について

補助事業者は、補助事業終了後5年間（各年度1回）、補助事業の成果の事業化状況等について報告する義務があります。実際の報告は「平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 事業化状況・知的財産権等報告システム」から入力いただきます。

事業完了期限まで事業を実施した場合は、第1回目の報告は2020年4月1日～6月30日の期間に行い、報告対象期間内に確定した直近の決算数値を用いて5年にわたって報告していただきます。

＜平成29年度補正 事業化状況・知的財産権等の報告期間＞

（第1回目）2020年4月1日～6月30日

（第2回目）2021年4月1日～6月30日

（第3回目）2022年4月1日～6月30日

（第4回目）2023年4月1日～6月30日

（第5回目）2024年4月1日～6月30日

※重 要

事業化状況の進捗は以下の5段階に区分されており、ものづくり補助金事業では「補助事業終了後5年以内に第3段階を達成すること」が必須目標とされています。

事業化段階	定 義
第1段階	製品・サービス等の販売活動に関する宣伝等を行っている
第2段階	注文（契約）が取れている
第3段階	製品・サービス等が1つ以上販売されている
第4段階	継続的に販売実績はあるが利益は上がっていない
第5段階	継続的に販売実績があり利益が上がっている

6. その他

クラウドについて

クラウド…データサービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」を利用することができるコンピュータネットワークの利用形態。

（平成26年6月24日閣議決定「世界最先端 IT 国家創造宣言改定」用語集より）

詳細は下記ホームページをご参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/sankou_yougo.pdf

なお、本事業では、このようなクラウドの利用に必要な経費、すなわち、「自社が保有していないサーバーにインターネット等を介して接続し、アプリケーションの機能の提供を受け、またデータ保存領域の割り当てを受ける」ための経費を「クラウド利用費」として補助対象とします。
＜クラウド利用費として算定できる経費＞

- ・ 初期費用
 - 自社が保有しないサーバーの初期設定及びアプリケーションの構築・データ移行経費（提案された事業計画に特化したものに限る）
 - アプリケーションを提案された事業計画のためにカスタマイズする経費
 - 専用アプリケーションの利用マニュアルの作成に係る経費
- ・ 月々の利用料（事業実施期間中の経費に限る）

- 自社が保有しないサーバー及びそれから提供されるアプリケーションの利用料
- 自社が保有しないサーバーに接続するための通信費
(固定回線・無線回線等接続の形態は問わないが、専らクラウド利用のためのものに限る)
- 専用アプリケーションのサポート経費

注1. 汎用のパソコン・タブレット端末・スマートフォンなどは補助対象となりません。

注2. 初期費用のうち、「専用アプリケーションの利用マニュアルの作成に係る経費」については、全国中小企業団体中央会が実施する中小企業活路開拓調査・実現化事業支出基準に準拠します（47ページ「経費支出基準について」を参照してください）。

注3. 月々の利用料のうち、「専用アプリケーションのサポート経費」については、専門家謝金の経費支出基準に準拠します（47ページ「経費支出基準について」を参照してください）。

中小企業技術革新制度（SBIR制度）について

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。

指定された補助金等の交付を受けた中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に各種の支援措置の特例を受けることができます。

詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/subsidy/index.html>

また、補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、採択テーマ等）については、研究開発成果の事業化支援のため、SBIR特設サイト※に原則掲載されることとなります。

（※）SBIR特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業の情報を掲載し、事業化支援を行っています。

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html>

スマートものづくり応援隊について

スマートものづくり応援隊とは、中小企業のものづくり現場等における生産性向上に向けて、IoTやロボット等の導入支援も含め現場改善指導を行うことができる専門家による支援チームです。経済産業省では平成28年度から、これらの専門家の育成・派遣拠点の整備を進めており、平成29年度までに全国で25拠点が整備され、平成30年度以降も拡充予定です。

スマートものづくり応援隊は、製造現場での改善業務の経験が豊富な人材やIoT・ロボット等に知見を有する人材等から構成され、また、指導スキルを身につけた専門家であり、経営課題や現場改善の相談をすることで、IoTやロボット導入支援等を含む生産性向上に向けた現場改善指導を受けることができます。

スマートものづくり応援隊拠点への問い合わせ先は、下記ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/smart_mono/H29_smart-monodukuri-supporting-team.pdf

● お問合せ先

<経済産業省 製造産業局 総務課>

電話：03-3501-1689

ロボットシステムインテグレータ（ロボット SIer）について

ロボットシステムインテグレータ（ロボット SIer）とは、ロボットを使用した機械システムの導入提案・設計・構築等を行う事業者です。

産業用ロボットは、ロボット単体だけでは作業の自動化という目的を果たすことはできず、ロボットの先端にハンドを取り付け、動き方をプログラムし、センサや周辺設備と組み合わせた自動化システムとして構築することで初めて機能します。ロボット SIer は、ロボットの導入を検討する企業等の現場課題を分析するとともに、最適なロボットシステムを構築するために、様々な機械装置や部品等から必要なものを選別し、システムとして統合する業務を担います。

ロボットシステムインテグレータの検索と、各社の問い合わせ先は「ロボット活用ナビ」という下記ホームページをご参照ください。

「ロボット活用ナビ」 (<http://www.robo-navi.com/>)

※ トップページ「ロボットシステムインテグレータをさがす」から各種条件を指定して検索できます。

● お問合せ先

＜経済産業省 製造産業局 産業機械課 ロボット政策室＞

電話：０３－３５０１－１０４９

「おもてなし規格認証」について

とりわけ「サービス」については、目に見えない「無形性」や生産と消費の「同時性」といった特性を有することから、必ずしも質に見合った付加価値がとれておらず、これがサービス産業の生産性の停滞に繋がっているといった指摘があります。

そのため、質の高いサービスがそれにふさわしい評価がなされることが重要であると考え、サービス品質を評価する新たな取組みとして、「おもてなし規格認証」を創設し、運用を開始しております。

サービス品質向上に向けた企業の取組みへの評価向上に加え、消費者に向けたブランディング効果も期待されるところ、今般の「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」への応募に加えて、当該規格認証の取得も推奨いたします。

詳細については、以下HPをご覧ください。

おもてなし規格認証 2018 (<https://www.service-design.jp/>)

※ 簡単に申請が可能であり（電子申請）、紅認証は料金はかかりません。

● お問合せ先

＜経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課＞

電話：０３－３５８０－３９２２